

北上市告示乙第36号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、次のとおり都市公園の供用を開始する。

令和6年3月28日

北上市長 八重樫 浩 文

種 別	名 称	位 置	区 域	供用開始の期日
街区公園	中央児童公園	岩手県北上市青柳町 二丁目163番21	別紙図面 のとおり	令和6年4月1日

備考 「別紙図面」は省略し、その図面を北上市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。